

# 企 画 競 争 公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和7年6月2日

全国健康保険協会島根支部  
支部長 石 原 貢

## 1 企画競争に付する事項

- (1) 調達件名 令和7年度全国健康保険協会島根支部レセプト点検事務研修業務委託
- (2) 業務内容等 仕様書による。

## 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」においていずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該業務を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証のうちいずれか1つを取得している事業者であること。
- (10) 令和4年度から令和6年度の間には保険者から同様の案件の請負実績があること。
- (11) 当該案件の全部又は一部を第三者に請け負わせない者であること。
- (12) 研修講師は内容点検の十分な経験（10年以上）があり、かつ、過去5年以内（令和2年度以降）にレセプト点検員等に対する具体的な指導や研修講師の経験があること。
- (13) 選定された講師について、全国健康保険協会島根支部が講師の実績が不十分である等を理由として変更を申し出た場合は柔軟に対応できること。

### 3 契約候補者の選定

仕様書に基づき提出された企画書等の内容の質及び委託費の価格について総合的に評価を行い、候補者一者を選定する。

なお、採否通知は、提出期限後全提出者に通知する。

### 4 企画競争説明書及び仕様書等の配布

原則、下記（２）の場所にて直接交付する。

郵送による交付を希望する場合は、別添の依頼書をFAXのうえ交付依頼を行うこと。

(1) 期間 令和7年6月2日（月曜日）から令和7年6月16日（月曜日）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時まで。

(2) 場所 〒690-8531 島根県松江市殿町383 山陰中央ビル2階  
全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ [担当：吉迫]  
TEL 0852-59-5140 FAX 0852-59-5354

### 5 企画競争説明書等に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(1) 受付先 4（2）に同じ

(2) 受付期間 令和7年6月9日（月曜日）正午まで

(3) 回答 令和7年6月11日（水曜日）17時までにFAX等にて行う。

### 6 企画書及び競争参加資格確認書類等の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年6月16日（月曜日）17時まで

(2) 提出先 4（2）に同じ

(3) 提出方法 直接提出（持参）または郵送とする。

郵送の場合は、上記（1）の提出期限までに必着のこととし、書留郵便等到着状況が確認できる方法に限る。

### 7 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 全額免除

(3) 企画書の無効 本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した企画書は無効とする。

(4) その他 詳細は「企画競争説明書」による。

【 参考 】

全国健康保険協会会計細則 一抜粋一

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者。

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

別添

## 仕様書等送付依頼書

令和7年度

全国健康保険協会島根支部レセプト点検事務研修業務委託

標記案件に係る仕様書等下記までお送りください。

事業所名称： \_\_\_\_\_

担当者名： \_\_\_\_\_

郵便番号： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX番号： \_\_\_\_\_

### 【依頼先】

全国健康保険協会島根支部

企画総務グループ 契約担当者宛

FAX：0852-59-5354